

定期講習の受講について

<一級建築士、二級建築士、木造建築士の定期講習>

建築士法の規定により、建築士事務所に所属するすべての建築士は、登録講習機関が行う定期講習を3年以内ごとに受講しなければなりません。

改正建築士法の施行日(平成20年11月28日)において建築士試験に合格しており、施行日において現に建築士事務所に所属していた建築士及び施行日から平成24年3月31日までに建築士事務所に所属した建築士は、初回の定期講習を平成24年3月31日までに受講しなければなりません。

また、平成21年3月31日までに定期講習を受講した建築士も、2回目の定期講習を平成24年3月31日までに受講しなければなりません。

受講義務があるにも関わらず、まだ受講をしていない場合は、直ちに受講をする必要があります。定期講習が未受講のままの場合、懲戒処分の対象となります。

<構造設計一級建築士、設備設計一級建築士の定期講習>

建築士法の規定により、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士は、登録講習機関が行う「構造設計一級建築士定期講習」又は「設備設計一級建築士定期講習」を3年ごとに受講しなければなりません。

これらの定期講習は、「一級建築士定期講習」と異なり、建築士事務所に所属しているか否かに関わらず、全ての構造/設備設計一級建築士に受講義務があります。

平成20年度に構造/設備設計一級建築士講習を修了し、その後構造/設備設計一級建築士となった方は、平成24年3月31日までに、定期講習を受講しなければなりません。

受講義務があるにも関わらず、まだ受講をしていない場合は、直ちに受講をする必要があります。定期講習が未受講のままの場合、懲戒処分の対象となります。

なお、申し込み・講習に関する問い合わせについては、各登録講習機関へ直接ご連絡ください。

<登録講習機関一覧>

講習機関名	実施している講習	ホームページ
(財)建築技術教育普及センター	一級、二級、木造、構造一級、設備一級	http://www.jaeic.or.jp/
(株)日建学院	一級、二級	http://www.nik-g.com/
特定非営利活動法人 住宅福祉サービス	一級、二級、木造	http://www.jfs2001-2.com/
(株)総合資格学院法定講習センター	一級、二級	http://www.shikaku-center.jp/
ビューローベリタスジャパン(株)	一級、二級	http://www.bvjc.com/
特定非営利活動法人 東京土建 ATEC	一級、二級、木造	http://www.doken-atec.jp/
特定非営利活動法人 埼玉土建建築支援センター	一級、二級、木造	http://kenchikushienter.jp/
(株)ERIアカデミー	一級、二級	http://www.a-eri.co.jp/
(株)確認サービス	一級、二級、木造、構造一級、設備一級	http://www.kakunin-s.com/